

医科点数表第2章第10部手術 通則5及び6にあげる手術件数

期間：令和6年1月1日～令和6年12月30日

●区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

●区分2に分類される手術		件数
ア	靭帯断裂形成手術等	5
イ	水頭症手術等	7
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植手術等	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮付属期悪性腫瘍手術等	0

●区分3に分類される手術		件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

●区分4に分類される手術		件数
	腹腔鏡下、胸腔鏡下による手術	40

●その他の区分に分類される手術		件数
ア	人工関節置換術	0
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	2
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの
		不安狭心症に対するもの
		その他のもの
オ	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの
		不安狭心症に対するもの
		その他のもの